

## 別記様式(第4条関係)

## 会議録

会議の名称	令和7年度第2回加東市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月29日(木)午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	加東市役所 5階 501会議室
<p>議長の氏名 ( 神戸 洋一 )</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>出席者氏名 (7名)</p> <p>山本いずみ (被保険者を代表する委員)</p> <p>藤原 秀雄 (被保険者を代表する委員)</p> <p>石井 隆文 (被保険者を代表する委員)</p> <p>森下 智行 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>北吉由紀子 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>神戸 洋一 (公益を代表する委員)</p> <p>井上 義則 (公益を代表する委員)</p> <p>欠席者氏名 (2名)</p> <p>栗林 洋二 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>永田 智子 (公益を代表する委員)</p>	
<p>説明のため出席した者(事務局職員)の職氏名</p> <p>市 長 岩根 正</p> <p>市民協働部 部 長 北島 崇裕</p> <p>〃 保険医療課 課 長 広西 順子</p> <p>〃 〃 副課長 篠田 玲子</p> <p>〃 〃 副課長 小笠原和慶</p> <p>〃 〃 係 長 吉田 彩花</p> <p>総務財政部 税務課 課 長 徳岡 あけみ</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1. 議題</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>①令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>②令和8年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について</p> <p>③令和8年度加東市国民健康保険税の税率の改正について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①令和7年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について</p> <p>②加東市国民健康保険第3期データヘルス計画の進捗状況について</p> <p>③その他</p> <p>2. 会議結果</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>①令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p>	

②令和8年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について  
市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。

③令和8年度加東市国民健康保険税の税率の改正について  
市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。

(2) 報告事項

①令和7年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について  
事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。

②加東市国民健康保険第3期データヘルス計画の進捗状況について  
事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。

3. 会議の経過

午後1時30分 開会

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 会長の職務代理者の選出

(4) 議題

【諮問事項1】 令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について  
(事務局)

会議資料に基づき説明(会議資料1ページ～2ページ)

(議長)

ただいまの説明に対してご質問はありますか。

基礎課税分の課税限度額が66万円から67万円に、子ども・子育て支援納付金課税分が新しく賦課されて、その課税限度額が3万円になるという内容です。

子ども・子育て支援納付金課税分の税率はどうなりますか。

(事務局)

所得割率を0.29%、被保険者1人ごとにかかる均等割額を1,200円、18歳以上の方にかかる均等割額を100円、1世帯に対してかかる平等割額を800円とする見込みです。

(議長)

他に質問ないようでしたら、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、諮問事項1 令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして、事務局の説明がありましたとおり改正することについて、異存のない方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

(議長)

全員挙手でございますので、諮問事項1 令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきまして、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

【諮問事項 2】令和 8 年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について

(事務局)

会議資料に基づき説明（会議資料 2 ページ～ 3 ページ）

(議長)

諮問事項 2 は、2 割軽減の方は軽減判定所得基準額が 1 万円あたり、5 割軽減の方は 5,000 円あたりという内容ですが、何かご質問はございますか。

7 割軽減の方は変わらないのですか。

(事務局)

変更ありません。

(議長)

他に質問ないようでしたら、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、諮問事項 2 令和 8 年度加東市国民健康保険税の軽減判定所得基準額の改正につきまして、事務局の説明がありましたとおり改正することについて、異存のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

(議長)

全員挙手でございますので、諮問事項 2 令和 8 年度加東市国民健康保険税の軽減判定所得基準額の改正につきまして、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

【諮問事項 3】令和 8 年度加東市国民健康保険税の税率の改正について

(事務局)

会議資料に基づき説明（会議資料 4 ページ～ 6 ページ）

(議長)

令和 8 年度の税率は、県が示す標準保険料率のとおりにあげていくということですね。

(事務局)

はい。加東市では令和 3 年度から県が加東市の標準保険料率として提示してくる率に合わせております。

(議長)

令和 9 年度の税率は、令和 8 年度と同程度になりますか。

(事務局)

加入者数の状況や医療費の伸びなどを見込み、毎年試算をしていく形になりますので、加入者数の減少が続けば、1 人当たりの保険税については負担が増えていくのではないかと推測しております。

(議長)

会議資料 5 ページ③保険税率の改正に伴う影響等のところで、780 万円保険税収入が足りないとなっておりますが、現年分の保険税の収納率はどれくらいでみていますか。過年分の保険税収入はここに入っていますか。

(事務局)

現年の保険税率をどうするかという諮問になりますので、(4)には現年の保険税の

収入見込額を記載しております。過年分につきましては、(3)現年保険税収以外の収入見込額に含んでおります。

現年の保険料の収入見込みは過去3年間の収納率の平均をみることになっていまして、県から提示されている収納率94.01%で見込んだものが、(4)現年保険税収入見込額に記載している額になります。

(議長)

他に質問はございますか。

(委員)

保険税率を上げたら、国民健康保険税の収入額は増えるのですよね。

(事務局)

被保険者1人あたりに負担していただく額は増えますが、加東市の国民健康保険特別会計全体で考えると、加入者数が減少している傾向がございますので、令和7年度の国民健康保険税の収入よりも、令和8年度は減ると見込んでおります。

県の試算においても、令和6年度末時点の被保険者数が約6,200人であったのですが、令和8年度については約5,900人になると推計されており、県の推計値を基に試算しております。

(議長)

他に質問ないようでしたら、採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。それでは、諮問事項3 令和8年度加東市国民健康保険税の税率の改正につきまして、事務局の説明がありましたとおり改正することについて、異存のない方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

(議長)

全員挙手でございますので、諮問事項3 令和8年度加東市国民健康保険税の税率の改正につきまして、市の意見が適当であると答申をさせていただきます。

**【報告事項1】 令和7年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について**

(事務局)

会議資料に基づき説明(会議資料7ページ～8ページ)

(議長)

保険給付費は現予算のままですら、執行できるのですか。

(事務局)

この資料には最終予算の見込額を記載しております。実際の給付費は、上半期については昨年より少し減少している状況です。

増加も見込んだ上で、当初予算も計上しておりました。

(議長)

基金繰入金は予算どおり繰り入れる見込みですか。

(事務局)

予算では収支を合わせるために計上しておりますが、国民健康保険税の収入などが予算を超えてきますと実際には繰入れをしないことも見込まれます。税収の増額や歳出の減額などがありますので、当初予算から約300万円減額している状況です。

(委員)

税収が不足した場合は、どこから繰り入れるんですか。国民健康保険以外のところ

から入るのですか。

(事務局)

国民健康保険の会計の中で基金を積み立てており、税金が不足した場合は、そこから繰り入れます。

(議長)

繰越明許費についてですが、マイナンバーカードと保険証の一体化に約240万円かかっているのですか。

(事務局)

令和6年度に資格確認書、資格情報のお知らせを発行するためのシステム改修は終わっており、313万5千円で全額国庫補助金の対象でした。令和7年度の繰越明許費に計上している233万8千円は、7月に被保険者に一斉に資格確認書等を発送するために必要なシステム改修費用です。

(議長)

マイナ保険証にはどれくらいの人移行していますか。

(事務局)

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしている方の割合は、全被保険者数の7割程度です。

(議長)

他に質問はございませんか。

ないようですので、報告事項1についてはこれで終了します。

## 【報告事項2】加東市国民健康保険第3期データヘルス計画の進捗状況について

(事務局)

会議資料に基づき説明(会議資料9ページ～14ページ)

(議長)

ジェネリック医薬品と先発医薬品では、どちらの方が高額ですか。

(委員)

先発医薬品を選択されると、選定療養分が加算されます。

(議長)

処方箋を薬局に渡す際に先発医薬品に変更することはできるのですか。

(委員)

先発医薬品を希望される方には処方箋で医薬品名を指定します。どちらでもいいという方には一般名を記載した処方箋を渡し、薬局で選んでもらいます。

(委員)

重複頻回受診・重複多剤投与者への保健指導について、どのような方に対し行っているのですか。精神系の薬を服薬されている方とかですか。

(事務局)

精神疾患に係る薬を服薬されている方は、基本的に除外しています。今回、訪問した中では、複数の医療機関から同じ薬を処方されている方が多かったです。お薬手帳を使っていただいて、同じ成分の薬とかそういうので重なってる処方とかがある場合は整理してもらってはどうかと助言しています。

(委員)

マイナ保険証を使うとお薬手帳と同様に、処方されている医薬品の情報が共有されますよね。

(事務局)

はい。マイナ保険証の利用もあわせて勧めています。

(委員)

HbA1cは8.0%以上の方が対象ということですが、治療中の方も未治療の方も同じ条件ですか。

(事務局)

8.0%以上の人をピックアップさせていただいて、治療中の方は病院で指導されるとおられますので、基本的には除く形で実施しています。

(議長)

他に質問はございませんか。

ないようですので、報告事項2についてはこれで終了します。

### 【報告事項3】その他

(事務局)

高額療養費支給申請手続きの簡素化について説明

(議長)

本日の議事以外でも構いませんので、ご質問等はございますか。

(委員)

子ども・子育て支援金制度はいつから始まりますか。民間も同様ですよ。

(事務局)

令和8年4月からです。国民健康保険につきましては毎年7月に納税通知書をお送りして、7月から翌年の2月までの8回に分けて、納めていただく形になります。

社会保険も同様に4月分の保険料と合わせて、5月以降の給料から引かれるような形になってくるのかなと思います。後期高齢者医療保険も同様に医療分の保険料と合わせて納めていただきます。

(議長)

他にご質問ございませんか。

[特になし]

(議長)

それでは予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、これをもちまして国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

(5) 閉会

午後2時30分 閉会

## 4. 会議資料

- ・令和7年度第2回加東市国民健康保険運営協議会次第
- ・国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・資料一式

○加東市国民健康保険運営協議会 資料

- ・諮問事項1 令和8年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について
- ・諮問事項2 令和8年度加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について

- ・諮問事項 3 令和 8 年度加東市国民健康保険税の税率の改正について
- ・報告事項 1 令和 7 年度加東市国民健康保険特別会計決算見込について
- ・報告事項 2 加東市国民健康保険第 3 期データヘルス計画の進捗状況について